



NEWS LETTER



NO

53

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-6880

ホームページ: <http://okayama-con.net>

Eメール: npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp

2020年10月発行

インシップ訴訟 9/28 弁論準備手続がありました

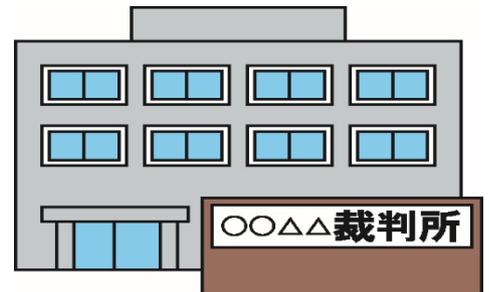
第一回期日が7月28日(火)にあり、インシップ側代理人は欠席で、答弁書の擬制陳述が行われ、全面的に争う姿勢を見せています。9月28日は、353号法廷で弁論準備手続があり電話会議形式で、相手方から反論の準備書面陳述が行われました。

インシップ側は、①インシップの新聞広告は医薬品的な効果効果を表示していない。②新聞広告は一般的な広告表現に含まれ許容される。③インシップの新聞広告と同様の広告が他社でも行われている。

④ノコギリヤシエキスに頻尿を改善する効果がある。などと主張して請求の棄却を求めています。

今後訴訟において被告の広告表記の問題性を主張していくことになります。

今回は、11月25日(木)弁論準備手続です。



10/1 販売預託事業者 WILL・VISION 消費者被害

電話相談 110 番を開催しました

緊急開催
レンタルオーナー商法
WILL・VISION 消費者被害
電話相談110番

年々不安の心の隙に付け込む商法に、STOP! を

2020年
10月1日 木 10:00-16:00

開催場所
WILL (株)・VISION (株) は、ライセンスパックと称するIP電話を販売し、それを貸出しレンタル料を借入費に支払う販売預託事業者です。しかしWILL (株) は運用事業の真意がわからないかわり、運用事業によって借入費からレンタル料が支払われていると、事実と異なる説明をして消費者を欺したとして、消費者から訴訟停止命令を受けています。結果としてチャットラインと同等の被害が発生することも想定されます。消費者からは、WILLはVISIONの名前で同様の行為を行う可能性が高いと注意喚起もなされており、緊急電話相談を実施します。お心当たりの方、お気軽にご連絡ください。弁護士・司法書士が無料で電話相談に応じます。

相談電話番号
086-255-5201
※通話料金はご負担ください

臨時電話 相談無料

お問い合わせ
086-230-1316
岡山弁護士会・岡山県司法書士会・
適格消費者団体 消費者ネットおかやま 共催

初めて岡山弁護士会・岡山県司法書士会・消費者ネットおかやま3団体合同の相談会開催で、大きな被害が予測される消費者被害防止に共同歩調を取りました。弁護士5人、司法書士6人の皆さまのご協力を頂き、交替で待機を行いました。当日の相談はゼロ件でした。

しかし合同で開催したことで、WILL・VISIONの岡山県下での勧誘活動の情報が集まり、消費者問題に取り組む関係者で活動概要把握・共有化が可能となったのは成果でした。広報を通じ関係先に警鐘を鳴らすこともできたと考えています。VISIONの商法は、ライセンスパックと称する商品(IP電話・カラオケ・ゲーム等の機能があるとする)を60万円購入しホテルや病院にVISIONを通じて貸し出すと、オーナー側にレンタル料が3年間で72万円入ると勧誘し、次々契約を勧めます。販売預託商法は消費者に深刻甚大な財産被害を及ぼすおそれが高い反社会性のある行為です。

消費者被害を食い止めるのは、地域のネットワークだと考え、情報共有を図り、次回国会提出予定の預託法改正案(販売預託商法の原則禁止の導入等)に向けて意見書の提出などを考えていきます。

9/5 令和2年度適格消費者団体連絡協議会が Web会議で開催されました

3月に予定された春の連絡協議会がコロナ禍で中止になり、9月開催はWeb会議となりました。当日は、全国21の適格消費者団体・特定適格消費者団体、11の適格消費者団体を目指す団体と、適格消費者団体の財政支援を行う消費者スマイル基金、国民生活センター、消費者庁、消費者庁未来創造オフィスのある徳島県から、関係者100名以上が参加し情報交換を行いました。

消費者ネットおかやまからは、河田理事長、大山副理事長、三好特定適格検討チーム担当理事他、7名が参加しました。

被害回復手続報告では、消費者機構日本より東京医大共通義務確認訴訟勝訴後の「通知・公告」の状況について、埼玉消費者被害をなくす会から給料ファクタリング事業者(株)ZERUTAへの共通義務確認訴訟の報告がありました。差止請求事案は12件の報告があり、くまもと(株)SOUWA訴訟・佐賀平安閣訴訟など消費者契約法9条1号キャンセル料の平均的損害額の立証で消費者に厳しい判決が報告され、消契法の見直しに際して、平均的損害額の消費者側の立証責任軽減を働き掛けていく必要性を参加者の共通認識としました。

岡山県委託事業 「見守り力アップ講座」 開催中

10月までに、自治体主催の講座が3会場終了しました。瀬戸内市は、見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)設置に向けての一環として、今回は、まず関係する市の職員を中心に受講しました。浅口市は、昨年からの民生委員全員の講座受講を地区(鴨方、金光)ごとに進めています。矢掛町は、消費生活問題研究協議会メンバーを対象に開催しました。今後の開催予定は以下のとおりですが、新型コロナウイルス感染拡大の状況が不透明ですので、なかなか開催の決定に時間がかかっています。ぜひ、皆さんのまわりでも高齢者の見守り活動を前進させるため、講座開催をご検討ください。

《今年度の開催・計画》 ※2020年10月現在

	開催日	主催者	主な参加者	参加(予定)数	講師
①	7月22日	瀬戸内市生活環境課	市職員、地域包括支援C	19人	高原佐知司法書士
②	8月3日	浅口市健康福祉課	金光地区民生委員	24人	高原佐知司法書士
③	10月19日	矢掛町町民課	消費生活問題研究協議会	22人	岡美穂相談員
④	11月5日	おかやまコープは〜とふるネット	コーディネーターなど	15人	畠中恵美子相談員
⑤	12月1日	倉敷市消費生活学級連絡協議会	各学区消費生活学級長	30人	岡美穂相談員
⑥	12月3日	おかやまコープは〜とふるネット	高齢者家事援助応援者	20人	國塩香相談員
⑦	12月7日	おかやまコープは〜とふるネット	高齢者家事援助応援者	20人	國塩香相談員
⑧	2月5日	県消費者団体連絡協議会	各構成団体幹事	12人	未定



7月 瀬戸内市総合福祉センター



8月 浅口市役所金光総合支所



10月 矢掛町農村環境改善センター

2020年度 主な差止請求・申入れ・照会活動

事業者名、時期	申入れ、差止め等の内容	経過・結果
信用保証会社 6社 県内 金融機関 7社 2019/1/16～ 残り2社 改訂後の約款、最終確認中	カードローン契約約款に相続開始による期限の利益喪失の条項が、民法規定を超えて消費者に一方的に不利益な条項と判断し、県内本店がある金融機関に質問書を送り、契約書面の提供を受けました。 民法改訂に伴い、申し入れに沿ってカードローン約款の変更が行われたことを確認しました。	11社約款改善連絡終了 残り2社 最終確認中
県内 自動車学校 2019/1/17～S社 継続中	自動車学校の入校契約成立後の消費者都合による契約取消しの場合のキャンセル料が、事業者が被る平均的損害を超える疑いがあり、県内すべての自動車学校から資料を取り寄せ検討し、問い合わせを行い、1社を除いて回答がありました。 回答が無かった自動車学校へ、41条事前請求書を送付したところ、キャンセル料の根拠となる一部資料が送付され、残り資料の送付を待っています。	S自動車学校 継続中
化粧品アルバニア販売 (株)Meedas (株)New Worlds 2019/2/14～ 2020/9/10 終了	HPの「在庫売尽くセール」など実績のない価格表示が景表法違反の有利誤認を招き、「返金不可」表示は消契法10条違反と判断し、2/14に2会社に質問書兼申入書を送付しました。3/8両社より申し入れに対応したと回答がありましたが、(株)NewWorldsに未修正Webページがあり、5/10再申入書を送付しました。9/10当該Webページが無くなっており終了連絡文を送付しました。	Meedas 5/10 終了 New Worlds9/10 終了
「駿楽」新聞広告 (株)元気堂本舗 2019/3/15～ 2020/7/16 終了	ひざの関節痛に効くと謳う機能性表示食品「駿楽」の新聞広告での「非変性Ⅱ型コラーゲン」の効能表現が、景表法の優良誤認表示に該当すると判断し、効能表現根拠等を3/15に問い合わせました。届いた食品雑誌の要約は健康な壮年者に対する実験2つを組み合わせたもので、膝関節に問題を抱える高齢者対象の広告根拠としては問題があり、4/3事前請求書を送付しました。 4/28の回答は、指摘した新聞広告は一切掲載していないとの内容でした。他の媒体で同様の広告があれば改めて申し入れることとし、終了としました。	新聞広告の不掲載を確認し、7/16 終了文を送付。
(株)GRACE 2020/1/16～	インターネットサイト健康食品を販売事業者。定期購入の解約・休止連絡方法を電話のみとしているが、「電話が全くつながらない、解約を申し入れたのに商品・請求書が送られてきた」との情報提供がありました。1/16消契法10条違反の疑義により問合せを送付しましたが、相手方より回答はなく8/7申入書を送付しています。	継続中
(株)メディビューティ LACOCO 2020/4/8～	脱毛ビューティサロン全国展開事業者。「月額3000円(初回0円)まるっと全身脱毛を6ヶ月で」のHP広告を見て来店したところ3300円、36回払い総額118800円の説明を受けたとの情報提供があり、表示を根拠づける資料の提供を求め質問書を送付したところ、電話で回答がありました。	継続中
県内 結婚式場 S社 2019/07/11～	結婚式場のキャンセル料について、式当日まで1年以上あるのに10万円の解約金を請求されたと情報提供があった事例について、消費者契約法9条1号平均的損害を超える疑いがあり、質問書を送付し、回答が届きました。継続中。	継続中

表中は法律名を略して記述しています。

消契法=消費者契約法、景表法=不当景品類及び不当表示防止法、特商法=特定商取引法 の略です。

河田理事長の私的消費者問題史 (6)

豊田商事事件 (下)

昭和60年6月18日、豊田商事の社長永野一男の自宅マンションの部屋の前には、逮捕間近！と多数のマスコミが、駆けつけていた。この衆人環視のなか、銃剣を振り回す男が永野一男を刺殺した。この突然の社長の死を受けて大阪のメンバーを中心に破産宣告に向けて準備が始まった。全国に拠点をもっていた豊田商事の破産の準備には膨大なエネルギーを必要とした。破産管財人候補者推薦も森永ヒ素ミルク中毒事件の弁護団長をつとめた中坊公平弁護士の了解を得た。

こうして、同年7月1日に大阪地方裁判所において破産宣告がなされ、中坊弁護士が破産管財人に任命された。財産保全命令決定書が、大阪から新幹線をつかって主要な地域に届けられ、翌日には岡山でもその決定書によって岡山支店の財産保全手続きを行った。同月5日に岡山豊田商事被害者弁護団が23名の弁護士で正式に結成された。この段階で、2千億円集めたとされる豊田商事には1キログラムのインゴットさえも残されていない状況であった。

被害者2万9千人の債権届、届出被害債権額は1158億円となった。岡山では280件の届出、被害金額は12億円であった。管財人の従業員に対する高額な歩合報酬の不当利得返還請求訴訟、その結果に基づく大蔵省との税金返還交渉、不当に流出した資産の取り戻しなど被害者に寄り添った積極的な活動によって、昭和62年秋には8パーセントの中間配当、平成2年7月には最後配当2、557パーセントを実施して終わった。岡山では、従業員訴訟を提起して財源を確保し、この訴訟に参加した人にはさらに約2パーセントの上乗せ配当が実施できた。

この豊田商事被害弁護団は全国46カ所で結成され、996名が参加した。破産によって消費者事件を解決するという初めての試みでもあった。参加した弁護士は、その後も各地で消費者問題を中心的に担う消費者弁護士として活動していた。

◆福武教育文化振興財団助成事業◆

高校生に 成年年齢引き下げアンケート を実施しました。

岡山県立岡山南高校さまと岡山市消費生活センター・岡山市ESD・市民協働推進センターのご協力で、2022年に成年年齢を迎える高校生の消費生活に関する実態とニーズの把握のためにアンケートを実施しました。8月中旬～下旬に配布をお願いし345枚の回答をいただきました。

回答中57%の高校生が、パソコン・スマホで商品・サービスの購入歴ありと答えローン・クレジットの知識に関心が高いことが分かりました。結果をまとめ関係者と今後の取組みについて協議の予定です。内容はニュースレターでも報告します。関係者の皆さまに感謝いたします。

《 活動MEMO 》 10月6日 岡山県県民生活部くらし安全安心課・岡山県消費生活センターと消費者ネットおかやまの間で定期協議を行い、岡山県内で起きている消費者被害の最新の状況や取組みについての情報交換を行いました。20代未満、20代～30代の相談が増加傾向にあり、1月～の県主催の若者被害防止キャンペーンへ協力を確認しました。